

都道府県ライフセービング協会
JLA加盟ライフセービングクラブ
ライフセーバー 各位

JLA溺水防止救助救命本部
JLAアカデミー本部

新型コロナウイルス感染症危機下における ライフセーバーの海水浴場等監視救助活動の可否に関するガイドライン

新型コロナウイルス感染症により各海水浴場の閉鎖が発表されていますが、開設される海水浴場での監視救助活動にあたっては、十分な感染対策が必要です。一方、閉鎖された海水浴場であっても、海岸利用が可能であれば多くの利用者が訪れることとなります。ライフセービングは水辺の事故防止が目的ですが、このような場合の活動可否については、感染対策に加えて十分な補償が必要です。新型コロナウイルス感染症の危機下における監視救助活動の可否に関するガイドラインを以下に示します。

記

1. ガイドラインの趣旨

新型コロナウイルス感染症の危機下にある状況において、海水浴場および海岸での監視救助活動の可否を判断するための考え方を示すことで、ライフセーバーの安全確保に万全を期すものです。活動可否の検討フローを別記1に示します。

2. 海水浴場開設

例年通り海水浴場が開設し、海水浴場開設者（市町村、海水浴場組合等）からライフセーバーによる監視救助活動の依頼があった場合は、「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言解除後のライフセーバーの水浴場監視救護活動ガイドライン 2020」に示された感染対策を実施するにあたって、必要な感染防止物資（サージカルマスク、ディスポーザブル手袋、目の保護具、消毒液など）の確保について海水浴場開設者に相談してください。十分な感染対策な準備できない場合は、活動を推奨しません。また、ライフセーバーが活動中（労災保険加入済の場合）に新型コロナウイルスに感染し、業務に起因して感染したものであると認められた場合には、労災保険給付の対象となります。予め海水浴場開設者や管轄労働基準監督署に相談してください。

海水浴場は開設されるが海水浴場開設者から依頼がない場合での監視救助活動は、十分な感染対策に加えて、補償を整える必要があります。ボランティアで任意で行う活動は、新型コロナウイルスに感染した場合、労災の対象になりません。

海水浴場開設における活動可否を判断するにあたって、ライフセーバー本人の同意（未成年者を含む学生が活動する場合は保護者、必要に応じて学校の同意）を得てください。このほか確認すべき事項を別記2に示します。

3. 海水浴場閉鎖と海岸利用

海水浴場が閉鎖しても、海岸利用が可能であれば多くの利用者が海岸を訪れると考えられます。新型コロナウイルス感染症の鎮静化など7、8月の社会情勢によっては、海水浴場閉設でも県や市町村などから監視救助活動の依頼があるかもしれません。その場合は、「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言解除後のライフセーバーの水浴場監視救護活動ガイドライン2020」に示された感染対策を実施するにあたって、必要な感染防止物資の確保について県や市町村に相談してください。十分な感染対策が準備できない場合は、活動を推奨しません。

県や市町村などから依頼がない場合での監視救助活動は、十分な感染対策に加えて、補償を整える必要があります。ボランティアで任意で行う活動は、新型コロナウイルスに感染した場合、労災の対象になりません。活動可否を判断するにあたって確認すべき事項を別記2に示します。

一方、政府や県より緊急事態宣言等における海岸利用禁止の措置がとられた場合は、原則監視救助活動は中止してください。

4. その他

- (1) 本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染症の危機下にある状況において、監視救助活動可否を判断するための考え方を示すものです。地域やクラブによって状況は異なりますので、活動の判断は各クラブで行ってください。なお、活動可否の結果について、JLA事務局、所属する都道府県協会に連絡をお願いします。
- (2) JLAの認定ライフセーバー資格登録者には傷害保険、感染見舞金補償保険、団体賠償責任保険、賠償責任保険が付帯されます。新型コロナウイルス感染症は感染見舞金補償保険の補償対象です〔葬祭費用100万円、入通院7万円（31日以上）、5万円（8日以上）、3万円（7日以下）〕。
- (3) 本ガイドラインは社会情勢の変化により、適宜修正を行っていきます。

問合せ先

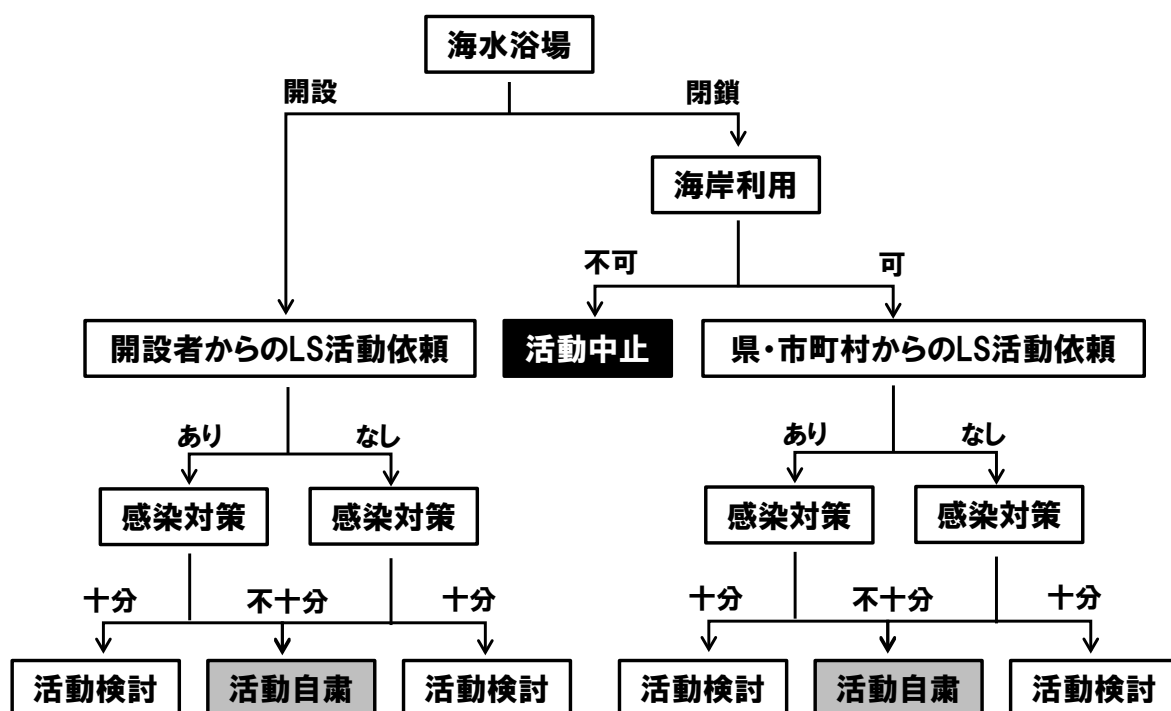
公益財団法人日本ライフセービング協会 事務局

〒105-0013 東京都港区浜松町2-1-18 トップスビル1F 担当 中山

TEL 03-3459-1445 FAX 03-3459-1446

e-mail info@jla.gr.jp

別記1 新型コロナウイルス感染症の危機下における監視救助活動可否の判断フロー



活動検討

ライフセーバーの確保、ライフセーバー本人の同意（学生の場合は保護者および必要に応じて学校の同意）、補償の確認、宿舎での感染対策可否などを検討し、各クラブで判断してください。活動する場合は「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言解除後のライフセーバーの水浴場監視救護活動ガイドライン2020」を参考に、感染対策を徹底してください。感染対策と補償が十分でない場合は活動を推奨しません。

活動自粛

十分な感染対策ができない場合は活動の自粛を推奨します。

活動中止

活動を中止してください。

別記2 新型コロナウイルス感染症の危機下における監視救助活動可否のチェックシート

- 政府、地方自治体の感染対策に関する要請を十分に理解している
- JLA「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言解除後のライフセーバーの水浴場監視救護活動ガイドライン 2020」の記載事項を十分に理解している
- 必要な感染防止物資（サージカルマスク、ディスポーザブル手袋、目の保護具、消毒液など）が準備できる
- 新型コロナウイルス感染症に感染した場合の補償が整っている
- 活動環境（監視本部、宿舎など）が密閉、密集、密接を回避できる
- 必要なライフセーバーを確保できる
- ライフセーバー本人の同意（未成年者を含む学生が活動する場合は保護者、必要に応じて学校の同意）を得ている

同意を明確にしておくべき事項

- 未成年に対する保護者の同意
- 所属する学校等の同意
- 所属する学校、職場等の自粛要請事項に反していないか